

# 岐阜県公報

平成二十一年二月十日

(火曜日)

平成二十一年二月十日

(火曜日)

指定自立支援医療機関の指定

(身体障害者更生相談所) 九八

目 次  
収用委員会規則

岐阜県収用委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則

告 示

(収用委員会) 九四  
(治 山 課) 九四  
(道路維持課) 九四  
(同 ) 九五  
九五 ページ

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更  
道路の供用開始

議 会 告 示

岐阜県議会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の廃止

(労働委員会告示)

(議会総務課) 九六  
(労働委員会) 九六  
九六

岐阜県労働委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の廃止

廃止

公 示

(労働委員会) 九七  
(治 山 課) 九七  
(建設政策課) 九七  
(出納管理課) 九七  
九七

保安林に指定する予定である旨の通知

建設業者の営業所不確知  
総合財務会計システム運用委託業務及び機器更新・維持管理業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告(出納管理課) 九七  
(建設政策課) 九七  
九七

## 収用委員会規則

岐阜県収用委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年一月十日

岐阜県収用委員会

会長 端元博保

岐阜県収用委員会規則第一号

岐阜県収用委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則

岐阜県収用委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県収用委員会規則第一号）は、廃止する。

この規則は、平成二十一年一月十六日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾松田字西村六二八の一、六二八の三、六二八の四、六二八の一〇、六二八の一一、六一九、六三〇の一、六三〇の一、六三一の一、六三一、六三三

### 二 指定の目的 土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法

1 主伐、折伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年一月十日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

		類の道種路
		路線名
内会郡上市大和町内ヶ谷字出で同一市同町同九番一〇七地先字同まで	会一九番三〇地先から郡上市大和町内ヶ谷字出	区間
		間
前B	A	別前後変更区域
四・ 三・ 二・ 一・ 〇	四・ 三・ 〇	員敷地の幅 ル(メートル)
三・ 二・ 一・ 〇	三・ 二・ 一・ 〇	延長 ル(メートル)
白い区敷示面関D C A、 山う分地すに係は及、びB 内。をのる表図		備考

類の道種路	岐阜県告示第百三号					県道
路線名						板白 取鳥 線
区間						
別前変区 後更域						
ル(メートル)員敷地の幅	一 九 番 一〇 八 地 字 同 ま で 一 市 同 一 九 番 一〇 七 地 谷 字 出 か 出	二 一 七 四 〇 三 六 四 〇 三 〇 五 〇	三 一 八 三 〇 一 〇 五 〇	四 一 七 四 〇 三 〇 五 〇	五 一 二 七 二 一 〇	六 一 九 番 一〇 八 地 字 同 ま で 一 市 同 一 九 番 一〇 七 地 谷 字 出 か 出
ル(メートル)延長						
備考						

  

岐阜県知事 古 田 筆	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十一年二月十日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。	岐阜県告示第百三号
平成二十一年二月十日		

  

岐阜県告示第百四号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十一年二月十日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。	岐阜県告示第百四号
平成二十一年二月十日		

  

岐阜県知事 古 田 筆	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を	岐阜県告示第百五号

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年一月十日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道種路	路線名	区間	別前変更区域
岐阜県告示第二百六号	下明智線	四一一番二地先から 同市同字同 五番一地先まで	四一
後B	前B	A	別前変更区域
三・〇 六・〇	三・〇 六・〇	四・四 七・五	員敷地の幅 メートル
一・五・〇	一・五・〇	一一・〇	延長 メートル
う分地すに係る表図は及び区敷示面及び			備考

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年一月十日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道種路	路線名	区間	延長 メートル	供用開始の期日	ほ示変決(備か年定期月の又域日告はの考)

国一般	一四百七十号	高山市上宝町葛山字平岩六一一番一地先地内	四・三
			平成二十二年二月十日
			平成二十二年二月十六日
			平成二十二年二月二十八日

### 議会告示

岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年岐阜県議会告示第一号）は、平成二十一年二月十六日から廃止する。

平成二十一年一月十日

岐阜県議會議長 玉 田 和 浩

### 労働委員会告示

岐阜県労働委員会告示第一号

岐阜県労働委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年岐阜県地方労働委員会告示第一号）は、平成二十一年二月十六日から廃止する。

平成二十一年一月十日

岐阜県労働委員会

会長 粕 山 錚 吾

## 公 示

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十条の規定による通知について、通知の相手方の所在が不分明であるので、次の點等を同法第百八十九条の規定により次のことおり公示する。

なお、当該通知は、平成二十一年一月十日から十四日間本巣市役所掲示場において掲示する。

平成二十一年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林

## (一) 所在場所

本巣市根尾松田字西村六一八の一、六一八の二、六一九、六三〇六一

## (二) 登記簿上の抵当権者の住所及び地番

岐阜市昭和町一丁目五番地 会務 安定

## 二 森林法第三十条の規定による公示

## (一) 指示した日

平成二十一年一月十日

## (二) 告示の題名及び番号

保安林に指定する予定である旨の通知（平成二十一年岐阜県告示第五百号）

## 三 関係書類の閲覧場所

岐阜県林政部治山課及び本巣市役所

建設業者の営業所不確知

次の建設業者の営業所の所在地が確知できなつて、建設業法（昭和二十四年法律第二百四十九号）第十九条の一第一項の規定によつて、次のとおり公示する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者が岐阜県県土整備部建設政策課に申出がなつたれば、当該建設業者の許可を取り消す」とある。

平成二十一年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

建設業者の営業所不確知

総合財務会計システム運用委託業務及び機器更新・維持管理業務の仕様書案に対する意見招請に関する公摺

総合財務会計システム運用委託業務及び機器更新・維持管理業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十一年一月十日

商号又は 名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
名岐設備 会社	代表取締役 安田 重樹	岐阜市蔵前五丁目一四番一	四八三一 一	平成十七年 一月六日
河上塗装 有限会社	代表取締役 河上 路雄	岐阜市六条福寿町七番一三	般十七 五四一六 一	平成十七年 十一月四日
クリエイ ーションス ペークス 工房田口 事務所	代表取締役 田口 洋男	本巣郡北方町長谷川西三丁 目七四番地の一	般十六 〇一四三八 一	平成十六年 十一月十日
幸栄建設 株式会社	代表取締役 岩崎 憲司	大垣市御殿町一丁目一〇番 地	般十八 〇〇〇四五 一	平成十八年 八月十七日
寺井工務 店	代表取締役 寺井 和平	揖斐郡揖斐川町東津汲九八 八番地の一	般十八 〇三五一一 一	平成十八年 十月二十日

- 1 調達業務の名称及び数量 総合財務会計システム運用委託業務及び機器更新・維持管理業務 一式
- 2 意見の提出方法
  - (1) 提出期限 平成21年3月12日（木）午後5時15分（郵送の場合には必着のこと。）

